明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（電磁的方法による保存）

第十四条　（略）

２・３　（略）

４　前三項の規定は、法第四十六条第三項に規定する写し及び法第四十七条第三項に規定する写しについて準用する。この場合において、第一項中「前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法」とあるのは、「電磁的方法」と読み替えるものとする。

（国内管理人の基準）

第十四条の二　法第四十六条第四項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　日本に住所を有すること。

二　届出事業者から、法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び第三十七条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与されていること。

三　液化石油ガス器具等に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者でないこと。

四　日本語による会話能力を有すること。

五　次に掲げる事項を記載した文書により国内管理人の業務に関する委託契約を締結していること。

イ　経済産業大臣との連絡体制に関する事項

ロ　届出事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等の回収その他の災害の拡大を防止するための措置に関する事項

ハ　第二号に関する事項

ニ　法第四十六条第三項前段及び第四十七条第三項前段の規定による写しの提供並びに法第四十六条第三項後段及び第四十七条第三項後段の規定による写しの保存に関する事項

ホ　法第八十二条第一項の規定による報告の徴収、法第八十三条第一項の規定による立入検査等及び法第八十三条の二第一項に規定する液化石油ガス器具等の提出に関する事項

ヘ　その他経済産業大臣が必要と認める事項

六　国内管理人の業務の実施方法が適切であること。

（適合性検査の方法）

第十七条　法第四十七条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　法第四十七条第一項第一号に掲げるもの　特定液化石油ガス器具等について、第十一条に規定する技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

二　法第四十七条第一項第二号に掲げるもの　試験用の特定液化石油ガス器具等について第十一条に規定する技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法並びに検査設備及び前条に規定するものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（表示）

第二十条　法第四十八条第一項の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第六の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

一・二　（略）

（電磁的方法による保存）

第十四条　（略）

２・３　（略）

（新設）

（新設）

（適合性検査の方法）

第十七条　法第四十七条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　法第四十七条第一項第一号に掲げるもの　特定液化石油ガス器具等について、第十一条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

二　法第四十七条第一項第二号に掲げるもの　試験用の特定液化石油ガス器具等について第十一条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法並びに検査設備及び前条で定めるものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（表示）

第二十条　法第四十八条の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第六の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

一・二　（略）